

2019 年 10 月 10 日

各 位

東亜建設工業株式会社

弊社における労働災害の不適切処理（事実とは異なる報告）の判明について

このたび、弊社において、本年 9 月 17 日に福島第一原子力発電所敷地内で起きた労働災害について、労働基準監督署をはじめとする関係者の皆様に、事実とは異なる報告をしていた事が判明しました。

弊社は、すでに富岡労働基準監督署および福島県警察双葉警察署、東京電力ホールディングス株式会社様などの関係者の皆様にその詳細を伝えており、当局の調査に全面的に協力してまいりました。

施主である東京電力ホールディングス株式会社様をはじめとする関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

弊社は、今回発生した事態を重く受け止め、深く反省するとともに、再発防止に全力を尽くす所存です。

記

1. 労働災害の概要

- ・ 日 時： 2019 年 9 月 17 日（火） 14 時 10 分頃
- ・ 場 所： 福島第一原子力発電所敷地内
東京電力ホールディングス株式会社発注工事の施工場所（北防波堤先）
- ・ 被 災 者： 男性 40 歳代 現場代理人
- ・ 所属会社： 東亜建設工業株式会社（元請）所属 従業員
- ・ 休業見込： 3 ヶ月
- ・ 傷 病 名： 右足関節脱臼骨折（脛骨・腓骨骨折）

2. 労働災害発生時の状況

被災者である現場代理人が、北防波堤の消波ブロック群（高さは推定 3.0～4.0m）の中に入ったところ体勢を崩して転落し、被災した。

測量を行う職員が測量箇所との往来をする際、潮位変動により一部通行不能になる箇所があることから安全に測量箇所へ移動できる別ルートを探す目的で、現場代理人自ら消波ブロック群の中に入り、被災した。

3. 事実とは異なる報告の内容

労働災害の発生場所を北防波堤ではなく入退域管理棟に変え、労働災害の発生状況も消波ブロックからの落下ではなく入退域管理棟のヘルメット置き場入口の段差で躓いて転倒したと事実とは異なる報告を行った。

4. 事実とは異なる報告をした理由

被災者本人が転落によって気が動転し、また、現場代理人である自分の不安全行動により災害を起こしたことに責任を感じて、事実とは異なる報告を行った。

5. 事実とは異なる報告が判明した経緯

9月26日、弊社東京支店施工パトロールにおいて、当初報告された災害場所である入退域管理棟を確認したところ、災害発生状況と被災程度に違和感があったため職員に調査を指示。翌27日に複数の関係者から、災害発生場所が誤っている旨の回答を得たことから、不適切処理と認定し、同日直ちに関係各所に第一報を入れた後、9月30日、正式な報告を行った。

以上

この件に関する報道機関からのお問い合わせ先

東亜建設工業株式会社 経営企画部広報室 北川 欽一

電話：03-6757-3821